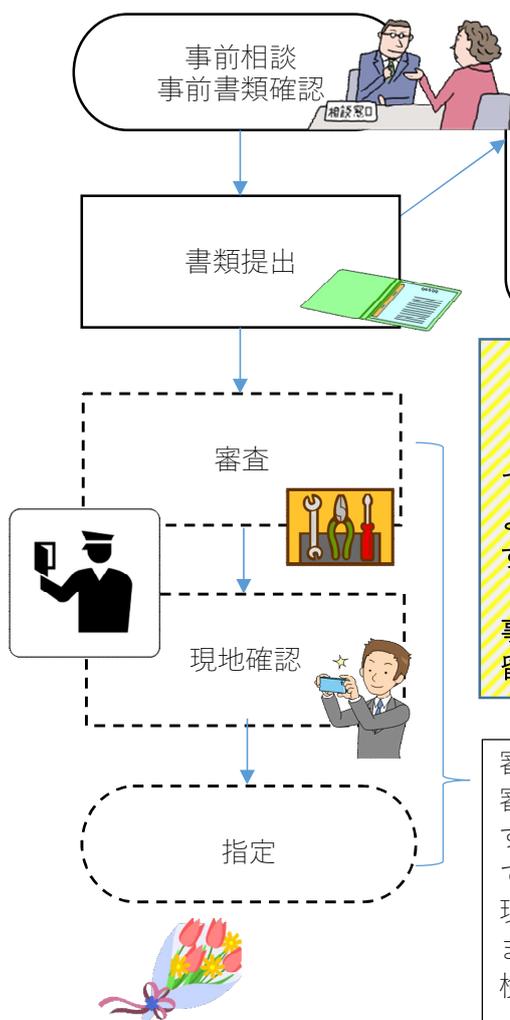


新たに障害福祉サービス事業所等を開設しようとしている皆さまへ

市内で障害福祉サービス等を開始しようとする場合は「旭川市」の指定が必要となります。事業の開始に当たっては、基準や報酬告示を十分に理解のうえ、申請をしてください。

【指定の流れ】



- ◎旭川市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成25年3月25日条例第19号)
 - ◎旭川市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(令和元年5月20日条例第3号)
- など。詳しくは、「障害福祉サービス事業等の申請・届出等の手引き」参照。

申請書類は、フラットファイルに編纂して、指定希望日の前々月の末日までに差し替え等のない状態で提出してください。提出した事項に変更が生じた場合は、速やかに御連絡ください。詳しくは、「障害福祉サービス事業等の申請・届出等の手引き」をご覧ください。

【注意！】

指定申請書類提出時と実際のサービス開始時とで職員が変更になっている事例が多発しています！職員が変更となる場合、虚偽の届出により指定を受けたと判断される場合もあり、故意性の有無にかかわらず指定取消等の行政処分の対象となることもあります。

また、届出にない場所で事業を実施し、報酬を全額返還となっている事例もあることから、届出内容については十分に確認・把握をするよう留意してください。

審査等は旭川市が行います。審査及び現地確認をして指定に要する期間は、通常は受理後30日です。現地確認では、設備基準を確認しますので、事業に使える状態での検査を行います。

check !

- 基準(条例)を理解しているか
- 給付費の仕組みについて理解しているか
- 必要書類一覧の書類は全てあるか
- 記載内容に誤りはないか
- 届出期日を守っているか
- 基準上必要な人員配置がされているか
- 設備の基準を満たしているか
- 運営規程に必要な事項が規定されているか

「障害福祉サービス事業等の申請・届出等の手引」、指定申請等の様式、その他の届出様式については旭川市ホームページで御確認ください。

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/548/syougaihususi/sa-bisu1/p006045.html>

ホーム> 事業者向け> 健康・福祉・子育て・学校> 障害福祉> サービス事業者> 障害福祉サービス等事業者向けトップページ



●指定は原則として「毎月1日」付けとなります。

●指定日の前々月の末日までに書類等を揃えて提出していただく必要があります。

補正等に時間を要すると希望日に指定いたしかねますので、お早めに相談・提出をお願いいたします。

このような場合には届出や手続きが必要です！

【変更届】

指定後に届出内容に変更が生じた場合には、変更があってから10日以内に変更届出をしていただく必要があります。

(届出内容として多い事例)

- ・運営規程の変更
- ・管理者又はサービス提供責任者、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者の氏名や住所の変更
- ・代表者の住所変更 等

なお、事業所の所在地の変更や共同生活住居の追加については、設備基準の確認を要することから、あらかじめご相談をいただくようお願ひしています。

少なくとも変更の1か月前程度
までには御相談下さい。



届出様式や必要添付書類の一覧も都度確認しましょう！



【給付費の体制届】

給付費の請求に当たっては、「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出」が必要となりますので、指定時には必ず提出して下さい。

指定後に加算の内容に変更が生じた場合であって、新たに加算を算定する場合は15日までに提出することで翌月から算定可能となり、加算の算定を終了する場合は速やかに届出が必要となっています。

加算の算定要件等をよく確認のうえ、届出をして下さい。

【情報公表について】

障害福祉サービス等情報公表システムへの登録及び報告の手続きが必要になります。メールアドレスを確認後に市が登録手続きをしますので、メールが届いたら報告をお願いします。

なお、情報公表については、毎年内容の更新が必要となります。指定後は各年度5月～7月末日までに内容を更新をしてください。

【自己点検】

事業運営に当たり、障害福祉サービス事業者として指定基準が満たされているかどうか、3年に1度程度運営指導を行っていますが、運営指導がない年においても随時自己点検を行うようお願いいたします。なお、点検項目等は、旭川市ホームページの自己点検表にて確認ください。



【業務管理体制の届出】

新たに指定障害福祉サービス、指定障害者支援施設、指定一般相談支援、指定特定相談支援、指定障害児通所支援又は指定障害児相談支援の事業を開始した法人で、「旭川市」のみに事業所・施設が所在する場合は、「旭川市」に業務管理体制届出書の提出が必要になります。

※ 既に届出を行っている法人は、届出事項の変更(対象事業所の追加等)が必要になります。



【指定の更新】

指定の有効期間は、指定日から6年間です。6年ごとに指定の更新が必要となりますので、忘れないようにしましょう。

【障害福祉サービス等の指定申請に関するお問い合わせ先】

旭川市福祉保険部指導監査課障がい担当

旭川市7条通9丁目 総合庁舎4階

電話 0166-25-9849

メール shido-syougai@city.asahikawa.hokkaido.jp

